⑸　男女雇用機会均等推進者の選任（第13条の２）

（男女雇用機会均等推進者）
第13条の２　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第８条、第11条第１項、第11条の２第２項、第11条の３第１項、第11条の４第２項、第12条及び前条第１項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者として、事業主は、男女雇用機会均等推進者の選任に努めなければなりません。

男女雇用機会均等推進者の職務はおおむね次のとおりです。

①　次のことに関し、関係法令の遵守のために必要な措置を検討し、実施するとともに、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行うこと。
イ　男女雇用機会均等法に定める性差別の禁止、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止及び母性健康管理に関すること。
ロ　労働基準法に基づく男女同一賃金の原則及び母性保護の規定に関すること。
②　女性労働者が活躍しやすい職場環境をつくるポジティブ・アクションの推進の方策について検討し、必要に応じ事業主等に対して進言、助言を行うとともに、その具体的取り組みが着実に実施されるよう促すこと。
③　事業所において、女性労働者が能力を発揮しやすい職場環境の整備に関する関心と理解を喚起すること。
④　①～③までの職務について、労働局雇用環境・均等部（室）との連絡を行うこと。

「男女雇用機会均等推進者」を新たに選任又は変更する場合は、選任・変更届を**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**あてに提出してください。

「男女雇用機会均等推進者」の方には、各種セミナーの開催案内をはじめ各種資料や行政情報、先進事例の紹介などを一早くお届けします。

【選任・変更届は、101 ページ。また、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。】
（男女雇用機会均等推進者選任について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/hourei/20000401-22.html